

別表一（一）「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得税額等の還付金額 16」	仮決算による中間申告をする場合において、震災特例法第 16 条第 2 項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「控除しきれなかった金額 46」の金額、別表六（一）「6 の③」の金額又は別表七（一）「9 の③」の外書の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	震災特例法第 15 条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付請求をした法人税の額のうち、申告をするときに既に還付を受けた金額はこの欄の本書に記載し、まだ還付を受けていない金額はこの欄の外書に含めて記載します。	中間申告の際に、震災特例法第 15 条の規定により還付請求を行った法人税の額について、確定申告時までに還付を受けた場合には、その還付を受けた金額を本書に記載します。
「所得税の額等 42」	<p>(1) 仮決算による中間申告により震災特例法第 16 条第 2 項の規定による還付を受けた法人がその仮決算による中間申告に係る事業年度分の確定申告をする場合には、別表六（一）「6 の③」の本書の金額から内書の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 同法第 24 条第 4 項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）に規定する離脱法人が、連結承認が取り消される前の連結中間申告において、利子配当等に係る控除を受ける所得税額の個別帰属額を有している場合（当該連結中間申告において同条第 2 項の適用を受けている場合に限り。）で、その中間申告期間を含む事業年度分の確定申告をする場合には、連結中間申告における還付所得税額のうち当該離脱法人に帰せられる金額として次の算式により計算した金額を、別表六（一）「6 の③」の金額から控除して記載します。</p> $\text{連結中間申告における還付所得税額} \times \frac{\text{連結中間申告における離脱法人の個別帰属額（別表六の二（一）「22」の金額）}}{\text{連結中間申告における法人税の額から控除をされるべき所得税額}}$	

(2) 修正申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した繰戻対象震災損失金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に含めて記載し	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ます。</p> <p>また、この場合、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。</p>	
<p>「還付金額 24」</p>	<p>震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、既に還付を受けた金額を含めて記載します。</p>	
<p>「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書</p>	<p>震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、まだ還付を受けていない金額を含めて記載します。</p>	